



これからの国づくり・ 地域づくりを考える

全国町村会

会長 荒木 泰臣

(熊本県嘉島町長)

毎年のように、自然災害が続いています。先の「令和2年7月豪雨」は、九州から東日本まで各地に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々、被災された地域・住民の皆様は、心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

そして、私たちは現在、新型コロナウイルス感染症の拡大という、未曾有の国難に直面しております。全国各地で依然として厳しい感染状況が続く、国・地方の行政、医療従事者をはじめ国民、企業・事業者の懸命の努力が続けられております。一方、国内のみならず世界に広がる感染は、我が国の社会経済に甚大な影響を及ぼし、大都市のみならず私たち町村の農林漁業や観光業、中小商工業等は極めて深刻です。

このような中、私たちは、コロナ禍での「新たな日常」「新常态」を覚悟しなくてはならず、地方行政においても、多方面にわたり新たな対応が求められております。教科書にない「想像力」も必要になります。

安全・安心な地域づくりについても、「自助・共助・公助」は欠かせない行動理念ですが、従来とはやり方を変えなくてはならないことが出てまいります。特に、日頃からの人と人の対面のふれあいや交流は重要ですが、きめ細かい配慮や工夫が必要になります。7月豪雨災害でも、熊本県内の被災地域は県内外の行政関係者・事業者、ボランティア（当面は県内）の方々の温かいご支援を頂きながら生活再建・災害復旧に取り組んでおりますが、コロナ禍での取組には、避難所運営から生活や事業の再建に至るまで、従来にない難しさが発生しております。

これからの国づくり・地域づくりにおいても、様々な影響を注視していかなくてはなりません。地方にも大きく関わる政策分野のひとつに、骨太方針2020にも盛り込まれたデジタル社会の加速的推進があります。

また、本会は、先の第32次地方制度調査会も含め、機会をとらえて東京一極集中是正や自律・分散型国づくりの重要性を訴えてまいりましたが、骨太方針はじめ国等の様々な審議・検討の方向性の中にも明確に位置付けられつつあります。併せて、地域の多様性を活かしながら地域同士が主体的に様々な連携協力を行うことや、都市・農山漁村が共生する社会の実現を目指すことが、平時だけでなく災禍にも強い国づくりに重要な役割を果たします。

これからの時代、私たちは、人口減少の克服への地道で息長い努力を継続するとともに、一方でこれをマイナスばかりでなく前向きに捉え、豊かな自然や暮らしやすさ、コミュニティの絆、一人ひとりの地域における存在の大きさ、数字に表れない「魅力」や幸福度といった多様な価値に目を向け、お互いに認め合い、助け合い、あきらめずに努力を重ねていくことの中から、コロナ後を見据えた希望の灯が広がっていくものと確信しております。私たちは、皆様とともにその先頭で奮闘する一員であり続ける所存です。

救急安心センター事業 （#7119）の取組

消防庁救急企画室

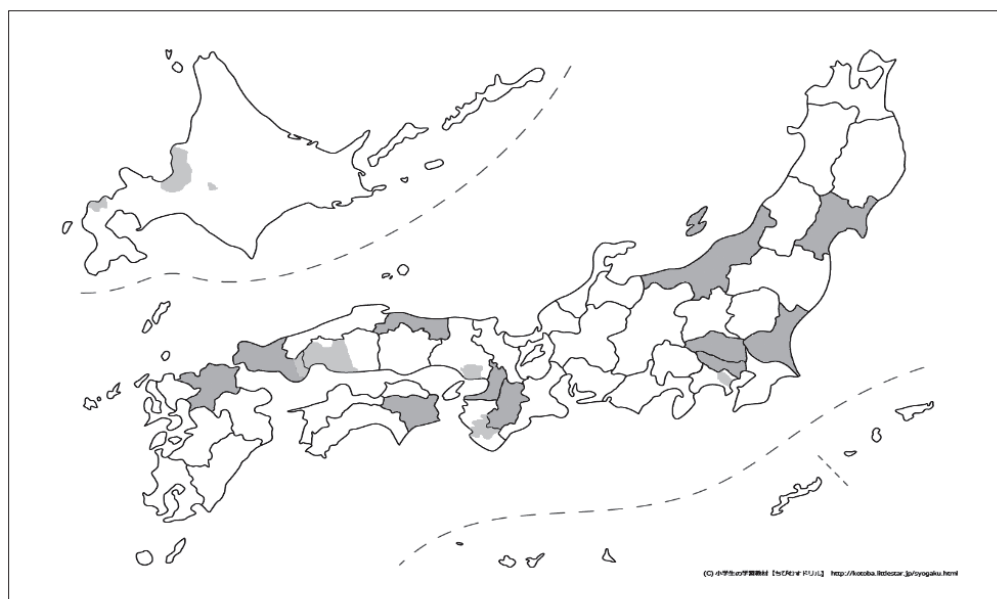
救急安心センター事業（#7119）（以下「#7119」という。）は、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適時・適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するため、消防と医療が連携し、救急医療相談と医療機関案内を、短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談である。

#7119に寄せられた相談は、医師・看護師・相談員が対応し、病気やけがの症状を把握して、傷病の緊急性や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法、適切な診療科目及び医療機関案内等を行っている。

#7119は平成19年に東京消防庁が実施して以来、平成21年度に3地域を対象に実施したモデル事業を経て、各地域で事業が開始され、令和元年12月1日現在、全国16地域（北海道札幌市周辺、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県横浜市、新潟県、大阪府全市町村、兵庫県神戸市周辺、奈良県、和歌山県田辺市周辺、鳥取県、広島県広島市周辺、山口県、徳島県、福岡県）で事業が実施（人口カバー率43.9%）されている。（図1）

なお、令和2年10月からは京都府が事業を開始予定であり、全国17地域で実施（人口カバー率45.9%）される予定である。

図1 救急安心センター事業（#7119）の普及状況



令和元年12月1日現在

#7119実施団体からの報告によると、消防面においては、①潜在的な重傷者の発見及び救護、②軽症者の搬送割合の減少、③不急の救急出動の抑制といった効果があげられており、医療面においては、医療機関の負担軽減などの救急医療体制の円滑化といった効果があげられている。（図2）

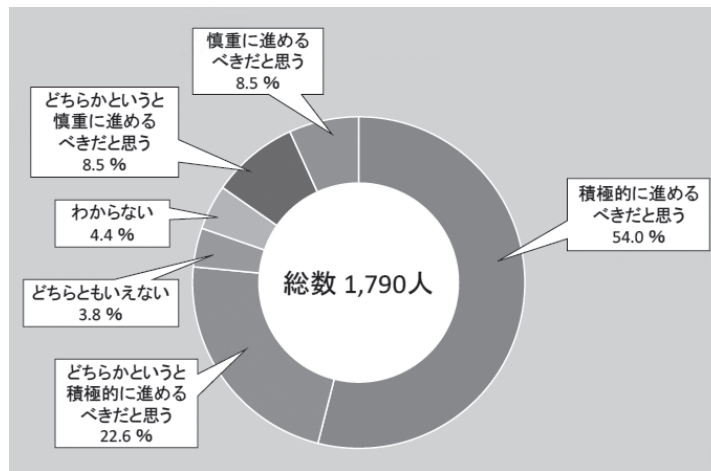
図2 救急安心センター事業（#7119）の事業効果

種別	効果	効果を示す事項	事業効果の定量的(財政的)な評価のために想定される要素
救急車の適正利用	潜在的な重症者を発見・救護	● 救急相談件数のうち、緊急（救急車）で即受診と判断された件数は30,003件（14.9%）(H30 東京消防庁) ● #7119 から救急車搬送と判断され、重症化が防がれた奏功事例	★重症化した際に想定される治療に要する医療費 ★急性疾患により介護を要することとなった場合の介護費
	軽症者の割合の減少効果	● 初診時程度が「軽症」であった割合が減少 東京消防庁 【H18】60.3% ⇒【H30】54.5%（▲5.8%）	
	不急の救急出動の抑制効果	● 救急出動件数の増加率が抑制 【H18⇒H30】全国：26.1%増 東京：19.1%（▲7.0%） ● 管轄面積が広い地域では、1件の出動～帰所に時間を要する。遠方からの出動による到着遅延を防ぎ、より緊急性の高い事案に出動するため、#7119により救急車の不急の出動を抑制することを推進	★救急出動増加に対する救急隊増隊費用と#7119導入費用の比較
救急医療機関の受診の適正化	医療機関における時間外受付者数の減少効果	● #7119 導入後、時間外受付者が8.1%減少（札幌市A病院）	
	医療機関における救急医療相談数の抑制効果	● #7119 導入後、病院への相談件数が約24%減少（神戸市）	
	医療費の適正化効果	● 相談の結果、時間外受診をせずにすんだ →診療報酬の時間外割増分の適正化 ● 相談の結果、受診しなかった →受診した場合に生じていた医療費の削減 ● 相談の結果、救急車を利用しなかった →夜間休日救急搬送医学管理料の適正化	※横浜市（試算） 約5億円の効果 (医療費適正化効果-事業費)
住民への安心・安全	利用者の満足度	● 実施団体が実施した利用者アンケート（H30年度「救急安心センターおおさか」に関するアンケート） →約9割の利用者が「役に立った」と回答	
	医療機関休診時のニーズの受皿の役割	● 医療機関が休診のとき#7119入電が多い。 →曜日：日曜日、次いで土曜日に多い 月：1月、7月、8月、12月に加え、5月（GW）に多い	
	成人への適切な受療機会の提供	● #7119 は成人層の利用が多く、そのうち医療機関案内が多い →かかりつけ医をもつきっかけを作る側面も考えられる。	★診療科間違いによる複数科受診による医療費

※は既に表示されている定量的（財政的）効果

また、平成29年度に内閣府が実施した、「救急に関する世論調査」では、#7119の推進への考え方として、7割以上の方から#7119を推進していくべきとの回答を得られた。また、#7119のメリットとして、「119番通報が減り、重症な方を早く搬送できる」、「救急のときに専門家の判断を聞くことができる」、「いざというときの不安が減り、安心して生活ができる」等の回答が得られた。（図3）

図3 救急安心センター事業（#7119）推進への考え方



(備考) 1 平成29年度「救急に関する世論調査」(内閣府)より
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

さらに、大阪府において#7119を実施している「救急安心センターおおさか」が実施した#7119利用者アンケート（救急安心センターおおさかに関するアンケート意識調査（令和元年度実施））では、約9割の方が「大変役に立った」、「ある程度役に立った」と回答しており、住民への安心の提供に寄与している。

消防庁では、「救急安心センター事業（#7119）の更なる取組の推進について（通知）」（平成28年3月31日付け消防救第32号消防庁救急企画室長通知）により、都道府県が、管内消防本部の意向を踏まえつつ、衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、#7119の導入に向け積極的に取り組むことを促している。

平成28年度からは、消防庁職員を事業未導入の道府県や市町村等に派遣して導入促進を行っており、令和2年7月末までに42道府県93市町村を個別に訪問した。

また、平成29年5月には、「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度」を新設し、実際に運営に携わっている自治体職員、医師及び看護師を、消防庁職員とともに各自治体に派遣して、#7119導入のノウハウなどの幅広いアドバイスや事業展開に向けた問題解決の助言を行う取組を開始し、令和2年7月末までに延べ16地域に37人のアドバイザーの派遣を行った。

加えて、#7119に対する住民の認知・理解を図り、利用を促進するため、積極的に広報を行っており、消防庁ホームページ内に住民に向けた#7119紹介ページを開設するとともに、インターネット媒体（メールマガジン、LINE等）の活用や、子どもに訴求力の高い企業キャラクターとの連携、映画とのタイアップなどを行うことで、幅広い層への認知を図っている。

さらには、令和2年度には、救急安心センター事業の更なる普及を進め、「日本全国どこにいても#7119が繋がる体制」すなわち#7119事業の全国展開の実施を目指し、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」の下に、「#7119の全国展開に向けた検討部会」を設置、精力的に議論を行った（検討に至った背景は、別添資料を参照 ※詳細については#7119の全国展開に向けた検討部会「第1回（準備会合）」資料に記載）。

検討部会では、未実施団体に対する実態調査や実施団体へのヒアリング調査などを基に、未実施団体が事業導入に対して抱える課題について整理した上で、それぞれの課題に対する解決策について議論が行われた。検討結果の最終的なとりまとめは令和2年度中に行う予定であるが、一定の成果が得られたものは令和2年8月に中間とりまとめとして報告されている。

また、検討部会で整理された課題のうち、実施団体における事業の質の維持・向上については、「#7119担当者及び普及促進アドバイザー連絡会」において検討を行い、#7119事業の更なる充実に向けた取り組みを続けている。

<参考>

別添資料 (検討に至った背景)

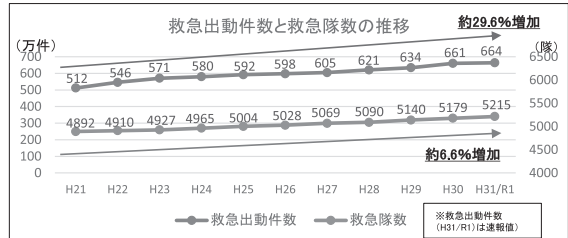
(1) 検討の背景・目的

① 救急需要の増大

- ・ 10年前と比較して病院収容時間・現場到着時間ともに延伸傾向は続いている。
- ・ 救急出動件数の増加率と救急隊数の増加率には差がある。

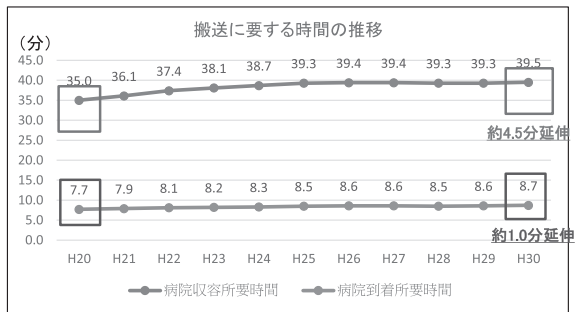
○ 平成31年/令和元年中の救急出動件数は10年前と比較して約29.6%増加

○ 救急隊数は、平成31年4月1日現在10年前と比較して約6.6%の増加



○ 平成30年中の病院収容所要時間は10年間で4.5分延伸している。

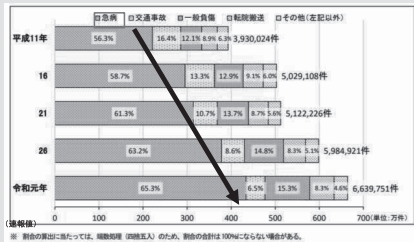
○ 平成30年中の現場到着所要時間は10年間で1.0分延伸している。



① 救急需要の増大

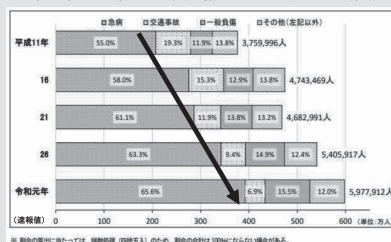
救急自動車による出動件数及び搬送人員ともに急病・一般負傷は増加し、交通事故は減少傾向である。

事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



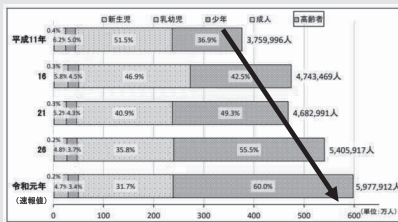
※(件数)急病 9.0%増 一般負傷 3.2%増 交通事故 9.9%減 ※(人員)急病 10.6%増 一般負傷 3.6%増 交通事故 12.4%減

事故種別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移

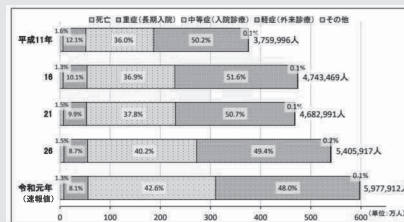


※(人員)急病 10.6%増 一般負傷 3.6%増 交通事故 12.4%減

年齢区別搬送人員と構成比の5年ごとの推移



傷病程度別搬送人員と構成比の5年ごとの推移



年々、高齢者の搬送割合が増加する一方で、軽症(外来診療)者の割合はほぼ横ばいとなっている。

傷病程度の定義
 重傷： 救急時に死亡が確認されたもの
 重症： 傷病程度が重症以上の入院治療を必要とするもの
 中等： 入院診療： 傷病程度が重症または軽症以外のもの
 軽症： (外来診療) 傷病程度が入院治療を必要としないもの
 その他： 医師の診断がないもの及び傷病程度が不明なもの、もしくはその他の場所に搬送したもの
 ※傷病程度は入院治療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった場合や過期による治療が必要だった場合も含まれている。

② 救急需要増大への対応

【救急需要対策】

・これまで、消防庁では、救急需要増大に対応するため、様々な事業を検討・実施してきたところ。

救急出場件数の増加
10年前と比較し、約29.6%増加

救急隊数の増加
10年前と比較し、約6.6%増加

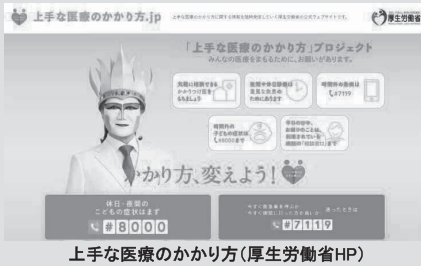


真に救急車が必要な方に救急車を回すために…
救急需要対策の必要性

救急需要対策 緊急度判定体系の普及
全国版救急受診アプリ(Q助)
転院搬送における救急車の適正利用の推進
救急安心センター事業(#7119)

【救急相談】

・救急相談の活用が国レベルで推奨されている。



- 「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクト5つの方策
- ① 患者・家族の不安を解消する取組を最優先で実施すること
 - ② 医療の現場が危機である現状を国民に広く共有すること
 - ③ 緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用すること
 - ④ 信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供すること
 - ⑤ チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立すること

救急安心センター事業(#7119)

潜在的な重症者の発見

救急相談へのニーズ

住民への安心の提供

子ども医療電話相談事業(#8000)

③ 救急安心センター事業(#7119)とは

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

○救急相談

例) 緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

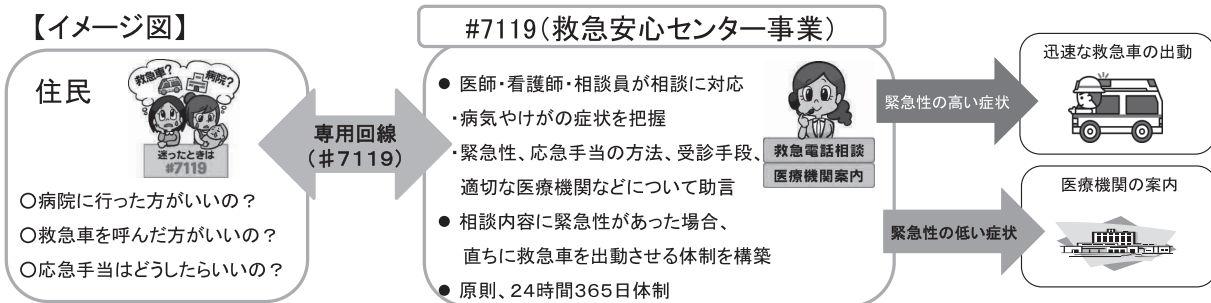
○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

【イメージ図】



④ 現在まで示された救急安心センター事業（#7119）の事業効果

- 現在まで、「救急車の適正利用」、「救急医療機関の受診の適正化」、「安心・安全の提供」を事業効果として示し、全国展開に向けた取り組みを実施してきた。

救急車の適正利用		
<ul style="list-style-type: none"> ○軽症者の割合の減少効果が期待できる。 ○不急の救急出動の抑制効果が期待できる。 ○潜在的な重症者を発見し救護できる。 		
救急医療機関の受診の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待できる。 ○医療機関における時間外受付者数の減少効果（札幌市A病院） 平成25年と比較し、毎年時間外受付者が減少 	
安心・安全の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市消防局が実施したアンケートでは、利用者の約9割が「大変役に立った」、「ある程度役に立った」と回答 	

⑤ 現在までの検討状況

- モデル事業を実施した平成21年から、様々な視点から検証・検討を行い、普及啓発を図ってきた。

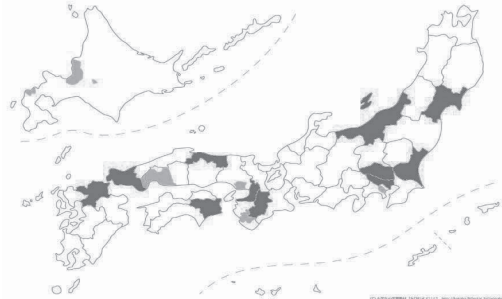
年度	検討項目	内容(概要)
モデル事業の実施及び普及に向けた検討		
平成21年度	救急安心センターの全国的な展開	救急相談事業の効果的な仕組みを構築するため、愛知県、奈良県及び大阪市の3地域でモデル事業を実施した。
平成22年度	モデル事業の効果分析	モデル事業の有効性を検証。一定の効果から、住民の安心感、救急行政に対する信頼感の醸成につながる有効な事業であることが明らかにされた。
平成23年度	救急安心センター	救急安心センターの普及・啓発を図るための講演会を札幌で開催。救急安心センターが広く住民に周知され、より効果的な救急搬送・医療体制の構築に寄与することを期待する意見があった。
全国展開に向けた検討の開始		
平成26年度	緊急度判定体系の普及	緊急度判定体系の考え方に基づいた電話相談事業の充実に向け、未実施地域に対しては、都道府県消防防災主管局が衛生主管部局等に働きかけ、地域のニーズについて検討することを促し、導入済の地域に対しては、事業のブラッシュアップを行い情報発信していくことを促す必要があるとされた。
平成28年度	救急安心センター事業（#7119）等の普及	救急ニーズが高い自治体を中心に職員を派遣（22道府県27市町村）するなど、戸別訪問を行い実施に向け精力的に働きかけるとともに、実施団体が一同に会した意見交換会を開催。本事業の効果等を示したPRペーパーを用いて働きかけを行っていくことが必要であり、各自治体の規模に応じた実施方法の周知、費用対効果の定量的分析、幅広いアドバイスができる体制の構築、連絡会の定期開催などの必要性が示された。
平成29年度	#7119(救急安心センター事業)の全国展開	医療費の負担軽減効果及び医療費の適正化効果を算定。仮定の試算ではあるが医療費の適正化効果を見いだす。効果的な広報について検討を行い、戦略的な広報を行っていく上では、年齢などの区分による認知度を把握し、ターゲットに応じた広報を行うことが効果的であるとされた。 ※救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度を新設
平成30年度	#7119(救急安心センター事業)の充実	実施団体の基本情報及び相談ごとに取得する情報を整理した。さらに、全国展開に係る情報の整理として、ヒアリング時の意見、事業主体に係る考え方、事業費の考え方などを整理した。
令和元年度	救急安心センター事業（#7119）の事業検証体制	事業の検証(評価)体制のあり方の検討及び統計項目を用いた事業効果の算定を実施した。

⑥ 救急安心センター事業（#7119）実施状況

- 現在、全国16地域で実施され、人口カバー率は43.9%（5578万人）である。

(1) 実施地域 全国16地域

○県内全域：11地域
宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府内全市町村、
奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県
○県内一部：5地域
札幌市（周辺含む。）、横浜市、神戸市（周辺含む。）、
田辺市（周辺含む。）、広島市（周辺含む。）



令和元年12月1日現在

(2) エリア人口

○全国5,578万人（カバー率43.9%）
うち 最小 約9万人（田辺市等）～ 最大 約1,351万人（東京都）

※令和2年10月から京都府実施予定 17地域、国民の45.9%をカバー

(3) 開始時期

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
開始地域数	1		2			1	1		1	1	4	3	2
累計	1		3			4	5		6	7	11	14	16
[参考] 開始地域	東京都		大阪府 奈良県			田辺市等	札幌市等		横浜市	福岡県	埼玉県 宮城県★ 新潟県★ 神戸市等	鳥取県★ 茨城県 広島市等	山口県★ 徳島県★

※下線は都道府県が主体となって実施している地域（9地域）、うち★印は管内市町村から分担金を取って運営している地域（5地域）

⑥ 救急安心センター事業（#7119）実施状況

- 事業実施規模により、勤務人員、相談件数、運営費に差がある。

(4) 受付時間 原則、24時間365日（12地域で実施）

※例外：【平日夜間及び土日祝】3地域（宮城県、鳥取県、徳島県）【毎日夜間】1地域（新潟県）

(5) 運営形態

各自治体でコールセンターを設置（一部を事業委託している地域あり）

＝9地域（札幌市等、埼玉県、東京都、横浜市、大阪府、神戸市等、奈良県、広島市等、福岡県）

各自治体が民間コールセンターへ事業委託＝7地域（宮城県、茨城県、新潟県、田辺市等、鳥取県、山口県、徳島県）

(6) 勤務人員

通常、①常駐医師、又は電話等で常時相談対応が可能な医師、②相談看護師、③受付員/オペレーター
④監督員で構成

実施団体の時間別勤務人員（例）：4人～6人（広島市）、22～26人（東京消防庁）

(7) 相談件数

全国 約162.5万件 最小 約0.3万件（田辺市等）～ 最大 約39.9万件（東京都）

[実施例]	相談件数	うち救急相談	うち医療機関案内
東京都	約 39.9万件	約 20.2万件	約 19.6万件
大阪府内全市区町村	約 27.1万件	約 11.8万件	約 12.6万件
神戸市等	約 9.8万件	約 2.4万件	約 5.6万件
奈良県	約 6.9万件	約 2.9万件	約 3.0万件
札幌市等	約 6.6万件	約 3.5万件	約 1.2万件

※H30年度件数

※H30年度以降に事業開始した5地域（茨城県、鳥取県、広島市等、山口県、徳島県）を除いて集計

(8) 運営費

全国 約16.8億円：最小 約320万円（田辺市等）～ 最大 約5.6億円（東京都）

[実施例]	運営費	[参考] エリア人口	[参考] 受付時間
東京都	約 5.6億円	約 1,351万人	24時間365日
大阪府内全市区町村	約 2.4億円	約 884万人	24時間365日
神戸市等	約 1億円	約 162万人	24時間365日
奈良県	約 1億円	約 137万人	24時間365日
宮城県	約1,580万円	約 233万人	平日夜間及び土日

※H30年度決算額

※H30年度以降に事業開始した5地域（茨城県、鳥取県、広島市等、山口県、徳島県）を除いて集計

⑦ 実施団体の財政負担状況

※費用負担の状況

県のみで負担＝5地域、県・市共同で負担＝5地域、市のみで負担＝6地域

年度	財政負担している都道府県(負担率)	団体数累計	財政負担している市町村(負担率)	団体数累計	カバーしている市町村数の総計
H19	東京都(100%)	1			40※1
H20					
H21			大阪府内全市町村(100%)	43	83
H22	奈良県(100%)	2			122
H23					
H24			田辺市周辺(100%)	45	124
H25			札幌市周辺(100%)※2	51	130
H26					
H27			横浜市(100%)	52	131
H28	福岡県(100%)	3			191
	埼玉県(100%)	4			254
H29	宮城県(50%)	5	仙台市(50%)	53	289
	新潟県(67%)	6	新潟市(33%)	54	319
			神戸市周辺(100%)※3	56	321
H30	鳥取県(50%)	7	鳥取県内全市町村(50%)	75	340
	茨城県(100%)	8			384
			広島市周辺(100%)	90	399
R01	山口県(30%)	9	山口県内15市町(70%)	105	414
	徳島県(50%)	10	徳島県内24市町村(50%)	129	438

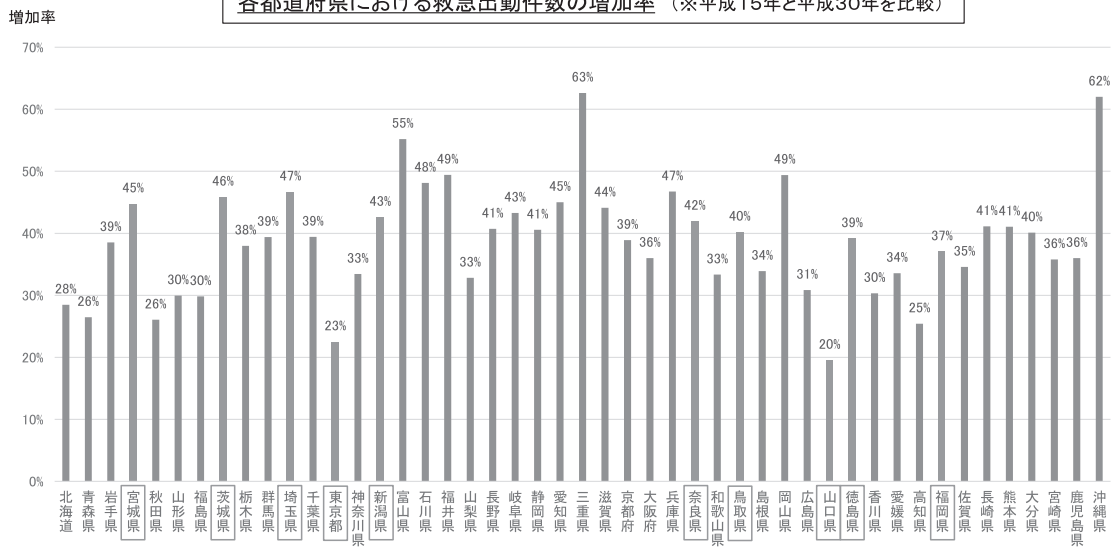
※1 東京都特別区は1市としてカウントしている。

※2 札幌市に負担金を支払っている5市町村のうち当別町はH30年からの参画だが、札幌市が事業開始したH25年度の欄に合算して記載している。

※3 神戸市に負担金を支払っている芦屋市はH31年からの参画だが、神戸市が事業を開始したH29年度の欄に合算して記載している。

⑧ 救急需要の地域特性

各都道府県における救急出動件数の増加率（※平成15年と平成30年を比較）



増加率が高い3団体 三重県(63%)、沖縄県(62%)、富山県(55%)

増加率が低い3団体 山口県(20%)、東京都(23%)、高知県(25%)

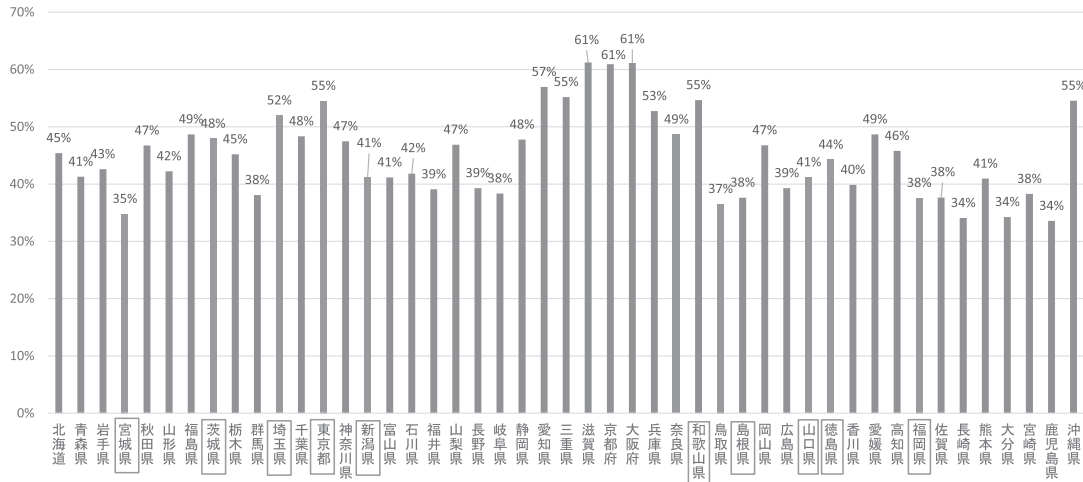
#7119を都道府県単位で実施している団体

⑧ 救急需要の地域特性

・「救急出動件数の増加率」や「軽症者の割合」割合は全国的に同様の傾向であるが、#7119の導入効果を含めた詳細な分析が必要

軽症者割合

各都道府県における傷病程度別搬送人員のうち、軽症者の割合(※平成30年)



軽症者割合が高い3団体

滋賀県、京都府、大阪府(61%)

軽症者割合が低い3団体

長崎県、大分県、鹿児島県(34%)

#7119を都道府県単位で実施している団体

⑨ #7119以外の短縮ダイヤルの事業・運営形態等の比較

・各短縮ダイヤルにおける運営形態(設置主体、民間コールセンターの活用状況、財源等)を調査・整理して、全国展開に向けた検討を進めていく。

番号	事業内容	運営形態等
医療関連		
#8000	子ども医療電話相談事業 (厚生労働省)	【受付時間】 平日は夜間帯(例:18:00から翌朝8:00まで)における実施が多く、休日は都道府県によって異なる 【運営形態】 管轄の都道府県の相談窓口へ自動転送され、相談窓口の小児科医師・看護師等が電話で助言
警察関連(抜粋)		
#9110	警察相談専用電話 (警察庁)	【受付時間】 平日8:30~17:15 【運営形態】 電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口の担当者が相談対応
その他(抜粋)		
#9910	道路管理者への緊急通報 (国土交通省)	【受付時間】 24時間対応 【運営形態】 自動ガイダンスに従って通報先を選択、当該通報先道路管理者の担当者が通報対応
その他主な3ケタの統一電話番号		
188	消費者ホットライン (消費者庁)	【受付時間】 曜日、時間帯は相談窓口により異なるが、年末年始を除いて原則毎日 【運営形態】 入力された郵便番号により自動転送され、市区町村の相談窓口、都道府県の消費生活センター、国民生活センターの担当者が相談対応
189	児童相談所虐待対応 ダイヤル (厚生労働省)	【受付時間】 24時間365日 【運営形態】 固定電話からは自動振り分け、携帯電話からはコールセンターにおいてオペレーターが対応し、管轄の児童相談所へ転送され、担当者が対応

⑩ 子ども医療電話相談事業（#8000）について

・#8000も含めた類似ダイヤルの事業も参考にして、#7119の全国展開に向けた検討を進めていく。

子ども医療電話相談事業（#8000事業）

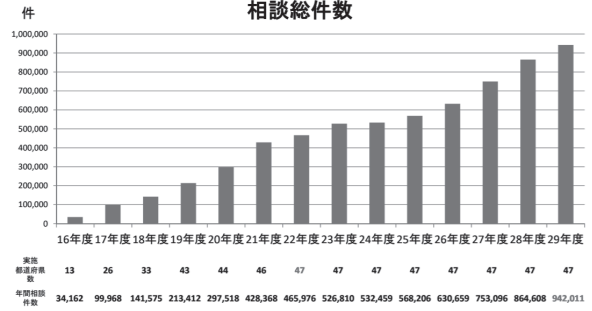
事業概要

- 休日・夜間の子どもの症状に対する保護者等の不安に、小児科医師、看護師等が電話で助言
- 子どもの症状に応じた対応や緊急性の有無に関するアドバイスにより、保護者の不安を解消
- 平成16年に13都道府県から開始（国庫補助事業）し、平成22年には全都道府県で実施（実施日時は都道府県により異なる）
- 地域の小児医療体制の補強と医療機関の機能分化の推進
- 平成28年度以降は、地域医療介護総合確保基金により支援

周知の取組



#8000 全国相談件数（平成16年度～平成29年度）



（第15回医療計画の見直し等に関する検討会（令和元年10月18日・厚生労働省）資料2から抜粋）

・厚生労働省のHPには全都道府県における実施状況を表示（厚生労働省HPより一部抜粋）

No.	都道府県	#8000 利用		ダイヤル番号	実施時間		備考
		実施地域	利用件数		平日（月～金）	休日（土・日・祝日）	
1	東京都	○	○	011-020-1920	11:00～翌朝0:00	11:00～翌朝0:00	
2	千葉県	○	○	047-720-1920	11:00～翌朝1:00	11:00～翌朝0:00	11日（土曜日含む）曜の下記は土曜日の実施時間

※検討部会における検討内容等詳細は以下URLを参照
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/7119.html

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、#7119の全国展開を推進することで救急車の適正利用を積極的に推進していくことが必要である。

多様化する地域の国際化施策への支援 (多文化共生分野)

一般財団法人 自治体国際化協会

1. はじめに

一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」）は、地方公共団体の海外における国際化推進のための活動に対する支援や国際化に対応した地域社会の振興及び地方公共団体の人材の養成等を行うことを目的に全国の地方公共団体の共同組織として昭和63年に設立されました。

また、世界の7主要都市（ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー及び北京）に海外事務所を設置し、海外とのネットワークを築くとともに、そのネットワークの活用等により、各種調査研究や情報収集・提供、人材育成、国際交流、国際協力等の多岐にわたる事業を展開してきました。

本稿では、このうち一般財団法人全国市町村振興協会からの助成を受けて実施している国際化に対応した地域社会の振興、とりわけ、昨今その重要性が増している「多文化共生分野」について、令和元年度における事業内容等をご紹介します。

2. 事業内容及び令和元年度における実績

法務省の在留外国人統計¹によると、令和元年末時点における日本の在留外国人は、約293万人となり、前年度に比べ約20万人増加、10年前と比べ約81万人増加しました。また、10年前は中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンからの在留外国人が全体の4分の3以上を占めていましたが、近年その割合は留学生や技能実習生の増加といった要因により、ベトナムやインドネシアなどが一定の割合を占めるなど、より一層、多国籍化が進んだ状況になっています。

また、日本政府観光局（JNTO）の独自統計²によると、平成30年の訪日旅行者数は、同年12月18日までの累計で3,001万人となり、史上初めて3,000万人を超えました。

このような状況の中、近年は、台風や大雨等による大規模災害が全国的に多発しているため、各地方公共団体等は、多国籍化等による多文化共生に向けた取組に加え、有事における在留外国人である住民（以下、「外国人住民」）や訪日旅行者への迅速かつ適切な対応が求められています。

当協会は、これらの課題に対応すべく、多文化共生を推進する人材の育成と活用、外国人住民への多言語生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の強化など、数多くの多文化共生促進事業を行っています。

○多文化共生を推進する人材の育成と活用、多言語生活情報などの提供

(1) 多文化共生に関する専門的な研修の実施

当協会では、地方公共団体等の職員が、外国人住民等に関わる諸制度や諸課題について理解

を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、関係機関・部局等とのコーディネート能力および企画・立案能力の向上を図ることができるよう、全国市町村国際文化研修所（J I A M）との共催で、多文化共生に関する専門的な研修を実施しています。

また、地域における多文化共生を推進していくため、当該研修の履修など必要な専門的知識を備えた人材を「多文化共生マネージャー」として認定するなど地域における人材育成等を支援しています。令和元年度においては、地方公共団体、地域国際化協会³等の職員、計246名が当該研修に参加し、このうち、「多文化共生の実践コース」を修了した48名中、当協会指定の課題研究を修了した46名を新たに多文化共生マネージャーとして認定しました（累計559名）。

<令和元年度 多文化共生関係研修実施状況>

研修名		修了者数(名)	開催時期
多文化共生の実践コース		48	(前期) 令和元年7月17日～19日 (後期) 令和元年9月18日～20日
多文化共生の地域づくりコース	第1回	45	令和元年8月26日～8月30日
	第2回	55	令和2年2月3日～2月7日
外国につながりを持つ子どもたちへの学習支援		18	令和元年8月19日～23日
災害時における外国人への支援セミナー		48	令和元年10月23日～10月25日
外国人が安心して医療を受けられるための環境整備		32	令和2年2月17日～18日
計		246	

(2) 先進事例の共有研修及び多文化共生の担い手の連携促進に向けた取組

当協会では、多文化共生事業に係る優良事例を全国に広げ、また地方公共団体や地域国際化協会、市区町村国際交流協会、NPO等、多文化共生の担い手の連携促進等を図る取組を行っています。

令和元年度においては、参加者自らが、地域における課題やリソースを掘り起こして、具体的な事業実施を考えていく優良事例研修会「ローカライズ研修会」や、先存取組事例を視察しつつ、参加者をはじめ視察先団体とのネットワーク構築を図る「多文化共生先存取組事例『体験塾』」を開催しました。

多文化共生の担い手の連携促進とスキルアップを目的とした取組としては、「技能実習生・改正入管法施行に伴い在住する外国人材との共生について」をテーマとした「改正入管法の施行等を踏まえた多文化共生の担い手連携促進研修会」を全国6ブロックで開催するとともに、近畿ブロック地域国際化協会連絡協議会の取組を支援しました。

<令和元年度 ローカライズ研修会実績>

テーマ	参加者数(名)	開催時期(開催場所)
意識啓発・地域づくり、災害対策、日本語教育	21	令和元年5月29日(京都市)
キャリア教育、相談窓口、意識啓発・地域づくり	20	令和2年1月31日(クレア本部)

<令和元年度 多文化共生先進取組事例「体験塾」>

テーマ	参加者数（名）	開催時期（開催場所）
働く外国人との共生	20	令和元年 9月27日～28日（浜松市他）
災害時の外国人支援	33	令和元年11月21日～22日（岡山県内）

<令和元年度 担い手連携促進研修会（6ブロック）>

ブロック	開催地	参加者数（名）	日時
関東ブロック	さいたま市	45	令和元年11月28日
東海・北陸ブロック	名古屋市	61	令和元年12月 4日
中国・四国ブロック	高知市	42	令和元年12月 7日
近畿ブロック	京都市	56	令和元年12月12日
北海道・東北ブロック	仙台市	53	令和元年12月18日
九州ブロック	佐賀市	48	令和 2年 1月17日

<令和元年度 多文化共生の担い手連携促進事業>

実施団体	内容	参加者数(名)	日時
近畿地域国際化協会連絡協議会	近畿発！今、あらためて“多文化共生”を問い直す(パネルディスカッション、グループトーク)	26	令和 2年 2月 7日

(3) 多言語生活情報の提供や多文化共生に係る情報発信の充実

当協会では、外国人住民等が日本で生活する上で必要な多言語生活情報をホームページ版では14言語（15種類）、アプリ版では13言語（14種類）にてそれぞれ公開しています。

また、地方公共団体等が外国人住民等のための施策を立案する上で役立つ情報を一元化した「多文化共生ポータルサイト」や、地方公共団体や地域国際化協会等が作成・公表した外国人住民等のための生活ガイドブック、防災ハンドブックなどの多文化共生に関するツールを分野別に集約し、検索・閲覧できる「多文化共生ツールライブラリー」を運営するなど、多文化共生の担い手に向けた情報発信の充実を図っています。

令和元年度においては、地方公共団体等からの意見等を踏まえて、多文化共生ポータルサイトに新型コロナウイルス感染症に対応した多言語テンプレートを17言語（19種類）で作成し掲載するとともに、関連情報の提供を行いました。

○災害時の外国人支援体制の強化

(1) ツールの提供及び取組等の広報啓発

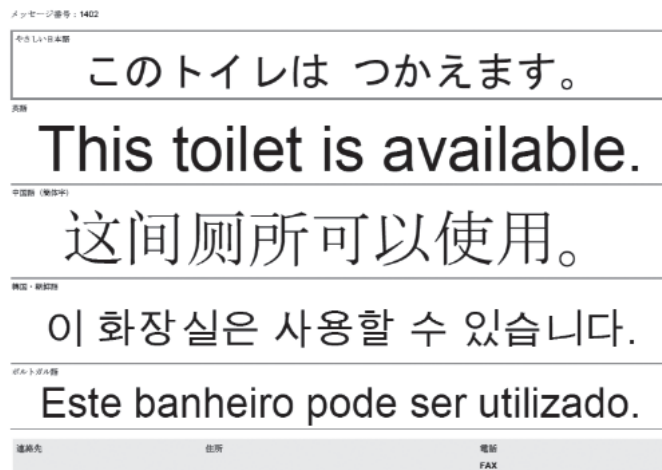
大規模災害により空港や電車等の公共交通機関等が影響を受け、中長期的な生活支援が必要となる場合など、災害時においては、日本人のみならず、外国人住民や訪日旅行者に対しても迅速かつ適切な情報提供を行っていく必要がありますが、外国人住民等は、日本語が不自由で

あったり、日本の生活環境に不慣れであったり、災害のことを知らなかったりすることが多いため、災害弱者と位置づけられています。

当協会では、このような外国人住民等への対応を行う地方公共団体等への円滑な情報提供を行うことを目的として、平時から災害時対応を考え、多言語支援体制の構築に活かすための「災害時の多言語支援のための手引き」や、災害時に避難所や外国人が集まる施設などで活用できる「災害時多言語表示シート」、「災害時用ピクトグラム」、「多言語避難者登録カード」、「災害時の外国人支援に係る動画」等をホームページに公開しています。

令和元年度においては、「災害時多言語表示シート」の文例について、地方公共団体等からの意見を踏まえて、訪日旅行者支援や気象情報の文例を追加し、あわせて表示言語数増加やワード出力機能拡充等のシステム改修を行い、活用促進に向けて地方公共団体や地域国際化協会等に広報啓発しました。

<災害時多言語表示シートの例>



<災害時用ピクトグラムの例>

避難場所

ひなんばしよ

Evacuation Shelter



この水は飲めます

この みずは のめます

This water is suitable for drinking.



(2) 関係者のスキルアップ、広域連携支援

災害時には他機関との連携、広域的支援が必要になる場合も多く、平時から関係者同士のネットワークの構築・強化が必要になってきます。また、災害時の外国人支援に向けた取組の推進に対する意識啓発や災害時に外国人支援に従事する関係者のスキルアップ等も重要になってきます。

当協会では、これらを醸成することを目的に、令和元年度において、全国6ブロックに地域国際化推進アドバイザー⁴を派遣し、各ブロックの地域国際化協会連絡協議会の協力のもと、各地域の実情等を踏まえつつ、「災害時に外国人支援に従事する関係者向け研修訓練事業」を実施し、災害多言語支援センターの設置・運営訓練等を行ったほか、その概要についてホームページにより全国発信しました。

<令和元年度 災害時に外国人支援に従事する関係者向け研修訓練事業>

開催ブロック	開催地	協力協会	参加者数(名)	開催日時
東北・北海道	札幌市	札幌市	35	令和元年8月2日
近畿	和歌山市	和歌山県	62	令和元年8月19日
九州・沖縄	熊本市	熊本市	50	令和元年9月9日
中国・四国	高知市	高知県	27	令和元年9月14日
東海・北陸	名古屋市	三重県	53	令和元年10月30日

(3) 地方公共団体や地域国際化協会の取組支援

当協会では、災害時における訪日旅行者支援に向けた地方公共団体等の取組についても支援を行っています。令和元年度においては、青森県弘前市が、弘前大学、公益財団法人青森県国際交流協会との共催により実施した訪日旅行者を想定した避難誘導訓練等を支援し、その概要についてホームページにより全国発信しました。

さらに、地方公共団体等が行う災害時の外国人支援に向けた訓練や研修にアドバイザーを派遣するなどの支援を行ったほか、地域国際化協会における災害時の外国人支援の体制の強化に向けた取組支援（「災害時外国人支援体制強化支援事業」）として、関東ブロックの地域国際化協会連絡協議会の取組を支援しました。

<令和元年度 災害時訪日旅行者支援に向けた地方公共団体等の取組啓発>

実施団体	内容	開催時期
青森県弘前市、弘前大学、(公財)青森県国際交流協会	「弘前さくらまつり」の開催中に地震が発生した想定で、訪日旅行者に対し、「やさしい日本語」で情報伝達・避難誘導を行う	平成31年4月11日
	「弘前はるか夢球場」のイベント中に地震が発生した想定で、訪日旅行者に対し、「やさしい日本語」で情報伝達・避難誘導を行う（市防災訓練の一環）	令和元年9月27日

＜令和元年度 災害時外国人支援体制強化支援事業＞

実施団体	内容	開催日時
関東地域国際化協会 連絡協議会	山梨県内において、災害多言語支援センター設置・運営訓練に向けた支援方法を学ぶ、講義及びワークショップ	令和元年6月16日

3. おわりに

当協会では、今回ご紹介した事業以外にも、地方公共団体や地域国際化協会等が行う多文化共生施策への助成金の交付や、NGO・NPOとの連携を促進する取組など幅広い事業を展開しているところですが、今後も増加が見込まれる外国人住民等との共生や災害時の外国人支援に向けた地方公共団体等の取組は、より一層重要になってくるものと思われまます。

引き続き、地方公共団体や地域国際化協会等のご意見等を踏まえながら、一般財団法人全国市町村振興協会からの助成金の一層の有効活用を図りつつ、多様化する地域の国際化施策を効果的に支援してまいりたいと考えています。

(注釈)

¹ 法務省統計 (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)

² 日本政府観光局 (J N T O) 統計 (https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html)

³ 地域国際化協会

総務省の指針に基づき県等が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられ、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織で、現在62協会が活動しています。http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/rliea_list.html

⁴ 当協会では、多文化共生や国際協力分野で専門的な知識や経験を有する有識者などを「地域国際化推進アドバイザー」として登録し、多文化共生または国際協力推進のための研修会や講演会などを実施する自治体や地域国際化協会などに対し、申請に基づきアドバイザーを派遣しています。



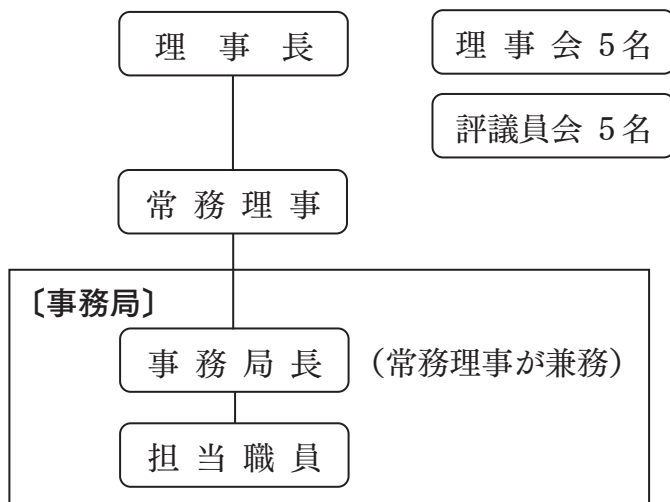
地方協会だより

公益財団法人 新潟県市町村振興協会



I 協会の概要

- 1 関係市町村数（令和2年4月1日現在）
29市町村（19市6町4村） ※政令市（新潟市）を除く
- 2 体制等（令和2年4月1日現在）
【S54.4.1に設立。H24.4.1に公益財団法人に移行】



監事 2名



理事長（見附市長）
久住 時男

- 3 基金等の状況（令和2年3月末現在）

基本財産	1,000千円
基金積立資産	3,525,821千円
長期貸付金残高	16,756,524千円

II 事業概要

- 1 資金貸付事業
市町村等に対し、長期及び短期の資金貸付を行っています。

【長期貸付実績】

(単位：千円)

貸付年度	貸付団体数	貸付事業数	貸付金額
平成27年度	6市1町3組合	24	2,385,600
平成28年度	9市1町3組合	32	2,864,800
平成29年度	9市1町1組合	20	1,753,900
平成30年度	7市1町2組合	21	2,438,800
令和元年度	12市3町村2組合	39	1,957,900

【短期貸付実績】

(単位：千円)

貸付年度	貸付団体数	事業名	貸付金額	利率
令和2年度	1市	コロナウイルス対策緊急支援金	30,000	無利子



見附市 屈折はしご付き消防ポンプ車整備事業



糸魚川市 健康づくりセンター プール整備事業



弥彦村 弥彦公園整備事業（「観月橋」整備）



新発田地域広域事務組合 消防庁舎分署改築事業
消防・救急自動車整備事業

2 宝くじ交付金の交付事業

(1) 市町村交付金交付事業

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金を市町村に全額交付しています。

(配分基準：均等割50%、人口割50%)

(2) 基金交付金交付事業

サマージャンボ宝くじの収益金を財源として積立している基金の一部を市町村に交付しています。

【近年における宝くじ収益金の状況】

(単位：千円)

年度	サマージャンボ宝くじ	ハロウィンジャンボ宝くじ
平成27年度	672,003	345,661
平成28年度	535,002	291,282
平成29年度	517,114	223,264
平成30年度	452,098	277,439
令和元年度	462,095	241,579

3 市町村職員の調査研修助成事業

新潟県市町村総合事務組合、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、全国建設研修センター及び新潟県等が実施する研修費用の一部を助成しています。



4 市町村が共同して行う市町村振興に資する事業への助成事業

【主な助成事業】

新潟県消防防災ヘリコプター運航経費助成
(市町村負担相当分(2分の1))

新潟県自治会館の大規模改修事業への助成
(令和2年度～6年度)



新潟県IT&ITS推進協議会が主催する人材育成事業への助成

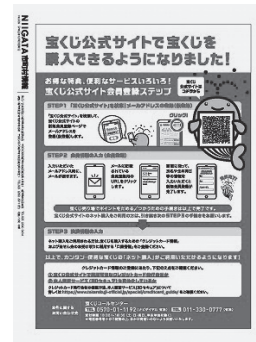


5 市町村振興に関する情報提供事業

県内全市町村のイベント等を紹介する情報誌「NIIGATA 市町村情報」を発行しています。



市町村情報 No.637 表紙・裏表紙



市町村情報 No.639 表紙・裏表紙

6 市町村振興宝くじ販売促進事業

【主な広報活動】

ポスター掲出（電車中吊り）



デジタルサイネージ（新潟駅）



ビックスタジアム広告（大型ビジョンCM放送、横断幕）



看板設置（自治会館敷地）



Ⅲ 今後の運営について

サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上低迷に伴う県交付金の大幅な減少に加え、近年の低金利による収益減少など、協会を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増しております。

一方、現下の市町村財政も一層厳しさを増す中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方財政の安定的な運営に大きな支障が生じるものと見込まれます。

こうした国難とも言える状況ではありますが、今後とも市町村財政に寄与すべく、新潟県をはじめとする関係機関とも協力して、各種事業や支援等に取り組んでいきたいと考えています。



「幸運の女神」が県知事(中央)を表敬訪問(令和元年度)
市長会長(右2人目)、町村会長(左端)、加茂市長(右端)が同席

宝くじ こぼれ話

幸運を招いた「新しいもの好き」と「新・人生」招いた思い出の古時計

今年もハロウィーンが直にやってくる。そして、宝くじファンにはお楽しみ「ハロウィンジャンボ宝くじ」発売の季節だ。この「ハロウィンジャンボ」が誕生したのは4年前。市町村振興・第728回全国自治宝くじでのことで、いまや「宝くじ歳時記」の1つだ。

新登場のこの宝くじで1等と前後賞合わせて4億円を当てたのは、熊本県の会社員Nさん(45)。20年来の宝くじファンのNさんは「なんでも新しいものが好きな性格」とか。この

ジャンボ宝くじも「初」ということで、連番で30枚を購入。それが、当せん。「なにごとにも挑戦ですよ」と満面、笑顔で語るNさんだった。

この宝くじと同時発売の「ハロウィンジャンボミニ」(新市町村振興・第729回全国自治宝くじ)で1等と前後賞合わせて5,000万円を当てたのは神奈川県の主婦K子さん(61)だ。20年前に亡くなった夫が海外で購入した時計を家で発見。時計のベルトが古く、汚れていたので墓参帰りに時計店で新調。その店のお隣の宝くじ売り場でなんとなくこの宝くじを連番で10枚購入。そうしたら、大当たり。「主人が私に、新しい人生を生きなさいと応援してくれたみたいです」と涙ぐむK子さんだった。



ご当地クーちゃん

トキクーちゃん

宝くじ おもしろ話

「勝札」「第1回宝籤」の大きさ ともに「タテ5cm×ヨコ10.5cm」

日本政府が太平洋戦争の戦費調達とインフレ抑止を目的に「富くじ」である「勝札(かちふだ)」を発売したのは昭和20年7月16日。しかし、発売最終日の8月15日に終戦。このため「勝札」の発売はその後、廃止。だが、政府は「戦災復興」と「インフレ抑止」を目的として、富くじの継続発売を決定。新たに「宝籤(たからくじ)」の愛称で、その第1回

を同年10月29日に発売した。今年はそれから数えて75周年の記念イヤー。そこで宝くじ誕生にちなんだ「おもしろ話」をお届けしよう。

「勝札」の大きさの話題。「勝札」のサイズは「タテ5cm×ヨコ10.5cm」だった。このサイズが基本型となって、この後に誕生する政府発売の「宝籤」へと受け継がれ、政府発売の「第8回宝籤」まで続いた。

しかし、各宝くじ券の実物の寸法を調べると、各宝くじともタテとヨコで「1mm~5mm」の範囲で異なるものが多い。これは宝くじ券の製作過程での誤差で、終戦直前・直後に使用された宝くじ券の断裁機の性能不良によるものと考えられる。



ご当地クーちゃん

キューヒットクーちゃん

宝くじ おもしろ話

宝くじ券の「大きさ」あれこれ 史上最小と史上最大の宝くじは

「75周年」にちなんだ話をもう1つ。「勝札」や政府「第1回宝籤」の宝くじ券の大きさは「タテ5cm×ヨコ10.5cm」。そして、現在、通常に発売されている宝くじ券の大きさは、昭和35年4月以降、すべてタテ7cm×ヨコ15cmに統一されている。この2つ宝くじ券の面積だが、「勝札」は52.5cm²で、現在の「宝くじ」は105cm²。現在の宝くじは、なんと75年前の「勝札」のちょうど倍の大きさだ。不思議だ。

宝くじ史上で、サイズが一番小さい宝くじは昭和23年12月10日に発売の政府「第2回

宝くじ」だ。その大きさはタテ3.3cm×ヨコ7.4cmで、面積は24.42cm²。これは終戦直後の物資不足、紙不足の時代を反映するもので、現在の宝くじと比べて約4分の1の面積だ。

逆に、史上一番大きい宝くじは昭和46年5月15日に発売の東京港開港30周年記念「第761回東京都宝くじ」だ。そのサイズはタテ21cm×ヨコ15cm。これは通常の宝くじ券3枚を横に上段・中段・下段と重ねた形で、全体に東京港の絵が描かれている。上段と中段に境はないが、中段と下段の間にはミシン野が入っていて切り離せた。つまり、上段と中段は「付票」で、下段だけが1枚の「宝くじ券」という変わり種だ。同じ大きさで同じスタイルの「3枚のシートくじ」は多数あるが、同じ形・大きさで「1枚の宝くじ」というのは、ほかにない。



ご当地クーちゃん
まほろばクーちゃん